



# サプライヤーの 行動規範



サプライヤーの行動規範

ご挨拶	3
はじめに	4
範囲及び適用	4
遵守	4
BATの連絡先	4
法令遵守	5
人権の尊重	5
環境の持続可能性	6
責任あるマーケティング活動	6
倫理的経営	6
利益相反	6
贈収賄及び汚職	7
贈答及び接待	7
制裁	7
違法取引	8
懸念点の報告	9
遵守の監視	9



## ご挨拶

---

“ブリティッシュ・アメリカン・タバコ（BAT）は、長年に亘り最高水準の企業行動に基づく事業経営に力を注いでまいりました。重要なことに、このアプローチは弊社の事業環境のみならず、その広範なサプライチェーンにも適用を広げております。

世界中から直接材（たばこの葉、たばこ包装、フィルター素材）、間接材（機械等）及びサービス（ITコンサルタント等）を提供する弊社のサプライヤーは数千社にのぼり、私たちはこれら企業と密に連携しております。

このサプライヤーの行動規範は、私たちがサプライヤーに期待する最小限の基準を定めたものです。サプライヤーの皆さまには、その事業環境及びサプライチェーンにおいて継続的な改善に向けた独自の取り組みを実施していただくようお願い申し上げます。

サプライヤーの皆さまが直面する状況や課題は多岐に亘りますが、共に手を携えることで水準向上、持続可能な慣行の推進、全関係者が共有できる価値創出を実現できると確信しております。

2018年8月  
グループ・オペレーション・ディレクター  
**Alan Davy**



## はじめに

BATの業務遂行規準（SoBC）は、世界中のBATグループ企業及び社員に義務付けられる高水準の企業倫理を規定したものです。このサプライヤー行動規範は、弊社がサプライヤーに遵守を期待する最小限の基準を定めたものであり、SoBCを補完する文書となります。

本規範は、人権の尊重及び国際基準の支持（国連のビジネスと人権に関する指導原則及び経済協力開発機構（OECD）多国籍企業行動指針等）に対する私たちの継続的な責務を支えるものです。

### 範囲及び適用

サプライヤーには、BAT及びそのグループ企業（総称して「BAT」といいます）に対する商品・サービス供与において、本規範の要件を満たすことが期待されます。本要件は、サプライヤーとの契約規定の中に盛り込まれるものです。

さらに、サプライヤーには下記の実施が求められます。

- その全社員及び契約社員による本規範の要件の理解及び遵守を徹底するうえで、必要な措置を講じる。これには（サプライヤー及び提供される商品あるいはサービスの性質を鑑み適切な範囲において）適切な方針、手順、トレーニング、支援の維持が含まれる。
- その新規及び既存のサブサプライヤー（該当する場合は農家を含む）に本規範を提供することでサプライヤー独自のサプライチェーン内における本規範の要件遵守を推進する。

### 遵守

本規範の全要件をすぐに遵守しようにも実質的な困難が伴う、というサプライヤーも一部あることでしょう。私たちの最終的な目標は、サプライチェーンにおける継続的な水準向上を推進することで、本規範の要件遵守を達成できるよう、サプライヤーの皆様とは時間をかけて共に取り組んでいくことをお約束いたします。

本規範の要件の非遵守に関しては、BATは該当するサプライヤーに下記を求める権利を留保します。

- 所定の合理的な期間内に、該当する要件の遵守に向けた実質的な進捗状況を提示する。及び／又は
- 所定の合理的な期間内に、該当する要件の完全遵守を実現する。

深刻かつ重大及び／又は持続的な非遵守、又はサプライヤーが十分な責務を果たさず、改善が見られない状態かもしくは改善に向けた活動のない状態が続くという場合、弊社は該当するサプライヤーとの事業関係（及びそれに関連する契約）を終了する権利を有します。

### BATの連絡先

本規範に基づき、サプライヤーからBATへの報告が求められる情報については、下記の連絡先までご連絡ください。

- サプライヤーの通常のBAT連絡先／契約担当者、又は
- BATグループ 調達部門長にメール（[procurement@bat.com](mailto:procurement@bat.com)）、電話（+44 (0)207 845 1000）でご連絡いただくか、下記住所まで文書を送付してください。  
British American Tobacco p.l.c. Globe House, 4 Temple Place  
London WC2R 2PG, United Kingdom（英国）

## 法令遵守

弊社のサプライヤーには、関連法令及び規則を遵守し、倫理的に行動することを期待します。

そのためサプライヤーは下記を実施しなければなりません。

- 活動地域のあらゆる適用法令及び規則を遵守する。
- サプライヤーに刑事及び民事訴訟が提起された場合、直ちにBATに通知する。
- サプライヤーに課せられた罰金又は行政処分については、本規範に定める要件になんらかの形で関連する場合、直ちにBATに通知する。

## 人権の尊重

BATは、国連の「ビジネスと人権に関する指導原則」を適用し、その延長線として、弊社の事業環境及びサプライチェーンにおける人権尊重に全力を尽くしております。

このため弊社のサプライヤーには、世界人権宣言で確認されるとおり、他者の基本的人権を尊重する方法で事業経営を実施することが期待されます。他者には、自らの社員やサブサプライヤーのスタッフ等が含まれます（これらに限定されません）。

サプライヤーは、自らの活動や事業関係に関連して潜在的に又は実際に存在する人権への悪影響を特定するよう努めます。さらに、自らの事業運営が人権侵害の一因となることがないよう徹底し、その活動や事業関係を直接の原因又は一因として生じた悪影響については、それを是正するよう適切な措置を講じることが求められます。

サプライヤーの社員及び契約社員について、弊社はサプライヤーに（最低限）下記を期待します。

- 移民労働者を含む全労働者に対して、**平等な機会**及び公正な扱いを提供する。
- 性的、口頭、非口頭又は身体的な性質であるかを問わず、職場から**あらゆる形式のハラスメント及び虐待を撤廃するよう取り組む**。
- **安全な職場環境を提供する**。職場の健康安全リスクの特定及び対処に向けた手順を採用し、安全な職場慣行を実践し、業務上の傷病防止策として（該当する場合）適切な個人用防護具を提供する。
- **児童労働のない経営を徹底する**。特に、危険と見なされる業務に18歳未満、又はあらゆる業務に15歳未満（又は法定の義務教育修了年齢。いずれか高い方の年齢を適用）の者を雇用してはならない。農場での児童労働については特例が適用される（詳細は下記の”農場における児童労働“に記載）。
- **労働搾取のない経営を徹底する**。特に、強制的、非自主的なし違法な、又は債務拘束や人身売買による移民労働のない経営を徹底する。
- **結社の自由の権利を徹底する**。特に、全労働者が（適用法令に基づき）結社の自由や集団交渉（既存の労働組合又は善意の代表者に代表される権利を含む）に対する権利を行使できることを徹底する。

### 農場における児童労働

世界各地の農村では、子どもにとって、特定の作業が発育的、文化的、社会的ないし家族的な役割を果たしているという現実があります。

弊社は、現地の法令で認められる範囲であれば、13歳～15歳の子どもが家族の農場を手伝うことは容認可能だと考えます。但し、教育又は職業訓練の妨げとならない軽作業であり、健康や発育に有害（例えば、機械装置や農薬の取り扱い等）となりうる活動に関与しないことが条件となります。



## 環境の持続可能性

私たちは、自らの事業環境及び広範なサプライチェーンにおいて、環境管理のベストプラクティスを追求し、弊社事業が自然環境に与える影響を低減することに全力を尽くしています。

そのためサプライヤーには下記の実施が期待されます。

- 自然環境に対する影響を特定及び理解し、これを最小限に留めるための活動に積極的に取り組む。これには、該当する場合、大気、水、土壌への排出、材料の使用、天然資源の消費、廃棄管理慣行に関する影響が含まれる（これらに限定するものではない）。
- 実施可能な範囲で、自らの環境パフォーマンスに関連する入手可能な情報を管理及び監視し、（要請に応じ）BATに提供する。
- 自社製品の設計及び／又はサービスの供与に環境配慮を統合する。
- BATの製品及びサービスの環境影響を低減する取り組みにおいて、（要請に応じ）BATに合理的な支援を提供する。

## 責任あるマーケティング活動

BATは、18歳以上（日本では満20歳以上）の成人消費者を対象に、あらゆる自社製品の責任あるマーケティング活動を実施することに献身しております。弊社のマーケティング活動は、BAT原則及び各製品分野に適用される基準（たばこ製品マーケティング国際原則、ペーパー製品マーケティング原則及びスヌースマーケティング基準）によって統治されます。

このためサプライヤー、代理人、第三者には下記の遵守を期待します。

- 現地法令より厳格な場合、適用のあるBATマーケティング原則を最低限の基準とする。
- BATマーケティング原則より厳格な場合又は優先される場合は、現地の法令又はその他のマーケティング規範を採用する。

## 倫理的経営

### 利益相反

サプライヤーには、その商取引にて利益相反を回避し、紛争が発生する／発生する可能性のある状況に関して完全な透明性のある運営を行なうことが義務付けられます。

そのためサプライヤーは下記を実施しなければなりません。

- サプライヤーの個人的及び／又は商業的な利益、又はサプライヤーの役員もしくは社員の利益が、BATの利益と相反する可能性がある又は相反するよう見える状況を回避する。
- BAT社員が、サプライヤーの事業活動に何らかの利益又は経済的な繋がりを有し得る場合には、その旨をBATに開示する。
- 紛争が発生次第、実際上もしくは潜在的な利益相反の状況又は実際上もしくは潜在的な利益相反のよう見える状況についてBATに報告し、BATにその対処方法を開示する。

これらの規定は、サプライヤーのBAT競合社との合法的かつ適切な取引を妨げることを意図したものではありません。



## 贈収賄及び汚職

サプライヤー（又はその社員及び代理人）による腐敗行為への関係又は関与は容認されません。

そのためサプライヤーは下記に遵守しなければなりません。

- サプライヤーあるいはBATの便益となるよう公務員の決断に不当な影響を与えるため又は不適切な行為の誘引又はその見返りとして、（直接的又は間接的を問わず）いかなる者にも贈答品、支払い又はその他利益の申し出、約束又は供与を行ってはならない。
- 不適切な行為の誘引又はその見返りとして、（直接的又は間接的を問わず）いかなる者からも贈答品、支払い又はその他利益を懇願、受諾又は受領してはならない。
- 社員及び／又は契約社員の健康、安全性又は自由を保護する上で厳密に必要な範囲を除き、BATの事業に関連して直接的又は間接的にファシリテーション・ペイメントを供与してはならない。
- サプライヤー又はBATに代わって第三者が不適切な支払いの申し出、供与、懇願又は受領を実施しないことを徹底するため、効果的な対策を整備する。

「**不適切な行為**」とは、善意、公正又は信頼義務に準じて実施されるという期待に反した事業活動又は公的機能の履行（又は不履行）を意味します。

「**ファシリテーション・ペイメント**」とは、支払者がすでに権利を有しているにもかかわらず、公務員による通常の行政手続を円滑化又は迅速化する目的でなされる支払いを意味します。

## 贈答及び接待

接待又は贈答品の申し出及び受諾は、これらが少額、合理的、適切かつ合法的である限り、何らの差し支えもありません。ただし、サプライヤーは、腐敗行為を構成する又はこれを構成すると見なされる接待の申し出又は受諾を行ってはなりません。

そのため、

- BAT企業及びその社員とビジネスを行なう際、サプライヤーには「接待及び贈答品に関するBAT方針」に遵守することが期待される。
- 接待及び贈答品の交換は、BATが関与する入札又は競争入札手続の実施期間において禁止される。
- サプライヤーは、贈答品又は接待の供与を通じ、公務員に便益を与えることで又は公務員の要請、承認又は黙認により他の者に便益を与えることで、BATを代理して公務員に影響を及ぼそうと試みてはならない。

## 制裁

サプライヤーは、あらゆる合法的な国際制裁制度に遵守した経営を徹底すべきです。

そのためサプライヤーは下記を実施しなければなりません。

- その事業に影響を与える合法的な制裁制度を完全遵守する。
- 適用ある制裁制度に対する非遵守のリスクを最小化するため、社員及び契約社員に対する研修や支援を含む効果的な内部統制を配備する。

### 制裁とは？

制裁、通商停止、輸出制限その他の貿易制限は、主に米国、国連及び欧州連合が使用する政治的な貿易措置です。対象国の政権、個人又は集団の行為を変えることで、同国の状況改善を図ることが狙いです。



## 違法取引

たばこの違法取引の取締まりは、BATの重要な優先課題です。したがって、サプライヤーが、弊社製品の違法取引に直接的又は間接的に関与又は支援していないことが極めて重要となります。

そのためサプライヤーは下記を遵守しなければなりません。

- 故意に違法取引に関与又は支援してはならない。
- 下記を含む効果的な違法取引防止策を配備する。
  - 市場への供給が実際の需要を反映していることを徹底するための措置。
  - 違法取引の関与が疑われる個人との取引を（該当する場合）調査、一時停止及び中止するための手順。
- 積極的かつ建設的な方法で違法取引の正式調査に協力する。

### 違法なたばこ製品の種類

**偽造品又は偽物:** 商標所有者の認識又は許可なしに、安価な規制対象外の材料を使用して製造されたブランド製品の違法な複製品

**国内の脱税:** 同じ国で製造及び販売されるが、現地当局に申請されておらず、消費税の支払いが行われていない製品。これら製品は合法又は違法な工場で製造されることがある。

**密輸:** 租税又は関税の支払いなしに、又は輸出入の禁止に関する法令を侵害して、ある国から別の国に密輸された製品（正規品又は偽造品）





## 懸念点の報告

サプライヤーには、本規範の要求事項に対する侵害の疑い又は実質的な侵害につき、その特定、調査、対処及び報告に協力することが期待されます。

そのためサプライヤーは下記を実施しなければなりません。

- サプライヤーの社員及び契約社員が、内密にかつ報復行為を恐れることなく、自らの会社又はBATに直接、質問をし、懸念点を指摘し、及び／又は本規範の要求事項に対する侵害の疑いもしくは実際の侵害を報告できるよう、効果的な手順を整備する。
- 本規範の要求事項に対する侵害の疑い又は実際の侵害に対する信頼性のある懸念が示された場合、これを直ちに調査し、潜在的な侵害の発生を回避し、及び／又は実際の侵害の影響を最小化及び抑止するための適切な措置を講じる。
- 本規範の要求事項に対する侵害の疑い又は実際の侵害は、サプライヤーがこれを認識次第、4ページ目の連絡先を介してBATに報告する。

## 遵守の監視

BATは、内部及び／又は外部評価制度を通して、本規範の要求事項を新規及び既存のサプライヤーが遵守していることを検証する権利を留保します。

そのためサプライヤーは下記を実施しなければなりません。

- 本規範に関連する検証活動（BATによる実施又はBATが雇用する第三者による実施かを問わず）にてあらゆる合理的な協力を提供する。これには、関連する人員、現場、文書及びデータに対する個別アクセスの許可も含まれる。
  - 商業的に慎重な扱いを要する情報及び／又は機密情報に適用される法的制限を問わない。– この場合（及び、これら情報が検証活動に重大な関連性を持つと考えられる場合）サプライヤーはBATとの連携で、これら情報を安全かつ合法的に開示するための相互に受諾できる仕組みを特定するよう努める。